2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び南小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市波野大字中江字中和田一五九四、一五九四の一、一五九四の二、一五九五、一五九八、一六〇〇から一六〇二まで、一六〇三の一から一六〇三の三まで、一六〇四、一六一四から一六一六まで、一六一八、一六二一、一六四〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字夫婦石五二八三の九〇（次の図に示す部分に限る。）、五二八三の一一一から五二八三の一一三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡多良木町大字槻木字田原三七の一一（次の図に示す部分に限る。）、三七の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宇田原三七の一一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市高野町中門田字中山五〇〇一の七・五〇〇一の八・五〇〇一の一八・五〇〇一の二〇（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五〇〇一の六（次の図に示す部分に限る。）、高野町下門田字火室五一四二の一六・五一四二の一九・五一四二の二一・五一四二の二三（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五一四二の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七十八号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四六、二七〇円

適用期間　平成二十八年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十八年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一四、六六四円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、四九四円）

適用期間　平成二十八年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一二九、四三八円（うち消費税額及び地方消費税額分　九、五八八円）

適用期間　平成二十八年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六一、三五〇円

適用期間　平成二十八年四月一日から六月三十日まで

○経済産業省告示第六十五号

原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成十九年経済産業省令第二十号）第三条第一項の規定に基づき、原子力発電工事償却準備引当金に関する省令第三条第一項の規定により経済産業大臣が定める取崩率を定める告示（平成十九年経済産業省告示第八十六号）の一部を次のように改正し、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

平成二十八年三月二十九日

経済産業大臣　林　幹雄

本則中「送電開始日」を「供給開始日」に改める。

別表第一中「送電開始日」を「供給開始事業年度」に、「送電開始事業年度」を「供給開始事業年度」に改める。

別表第二中「送電開始事業年度」を「供給開始事業年度」に、「送電開始日」を「供給開始日」に改める。

○農林水産省告示第八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年三月二十九日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　埼玉県秩父市大滝字栃本タキ川ト八五六四三の二六（国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅